

新しい水道料金・下水道使用料



豊中市上下水道局キャラクター「アックビー」

▼基本料金/基本使用料(2か月あたり・税抜)

水道	メーター口径(mm)	改定後料金/使用料	改定前との比較
	水道	13・20・25	1,980円
30		2,400円	+ 560円
40		3,020円	+ 700円
50		4,420円	+ 1,020円
75		10,040円	+ 2,320円
100		15,740円	+ 3,700円
150		46,900円	+ 11,080円
200		104,960円	+ 24,600円
下水道	250	185,900円	+ 43,760円
		1,182円	+ 338円

▼従量料金/従量使用料(2か月あたり・税抜) 【一般用】

使用量	水道		下水道	
	改定後単価 (1㎡あたり)	改定前との比較	改定後単価 (1㎡あたり)	改定前との比較
1~20㎡	24円	+ 4円	16円	+ 6円
21~40㎡	135円	+ 4円	83円	+ 6円
41~60㎡	215円	+ 4円	103円	+ 6円
61~100㎡	271円	+ 3円		
101~200㎡	341円	+ 3円	120円	+ 4円
201~1,000㎡	380円	+ 3円	147円	+ 4円
1,001~2,000㎡	421円	+0円	183円	+ 0円
2,001㎡~			225円	+ 0円

詳しくは、はさみ込みの『水道料金・下水道使用料表』をご参照ください

▼その他の改定
 給水装置の新設工事申込者などが支払う加入金制度を廃止。ほか



お問い合わせ 豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター
 窓口課 TEL 06-6858-2931 午前8:45~午後5:15(土曜・日曜日、祝・休日、12/29~1/3を除く)

とよなかの上下水道

特別号〔保存版〕2025.1



Q. いつから新しい料金になるの？

A. 令和7年2月1日より前から継続して使用している場合、2月1日以降、初めての検針分は現行の料金を適用し、2回目の検針分から新料金を適用します。

※引越し等により、令和7年2月1日以降に使用開始した場合、初めての検針分から新料金が適用されます。

令和7年2月1日改定

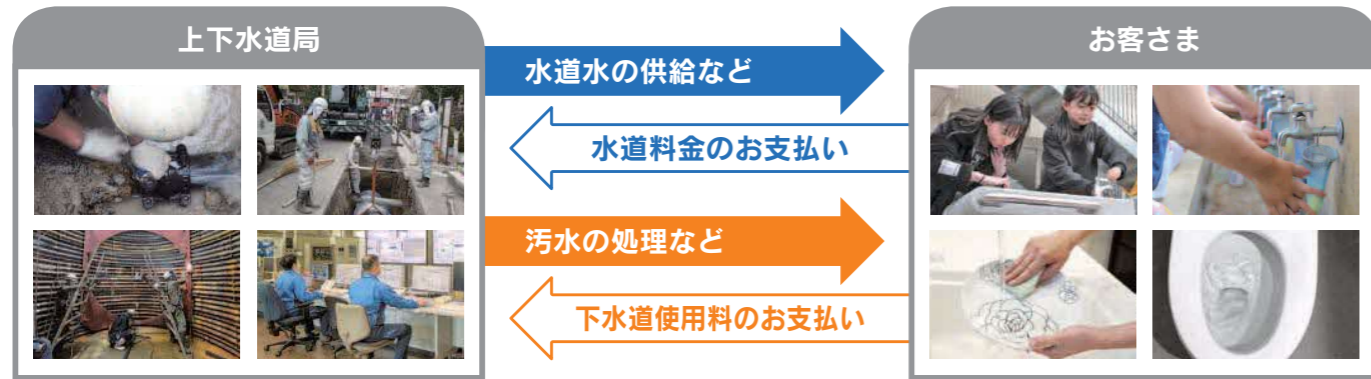
検針月	適用時期	1月					2月					3月					4月					5月				
		旧料金					● 新料金					● 新料金					● 新料金					● 新料金				
偶数月 検針のお客さま (主に南部地域)	令和7年(2025年) 4月検針分から	● 新料金					● 新料金					● 新料金					● 新料金					● 新料金				
奇数月 検針のお客さま (主に北部地域)	令和7年(2025年) 5月検針分から	● 新料金					● 新料金					● 新料金					● 新料金					● 新料金				
毎月 検針のお客さま	令和7年(2025年) 3月検針分から	● 新料金					● 新料金					● 新料金					● 新料金					● 新料金				

▶詳しくは上下水道局ホームページもご参照ください。



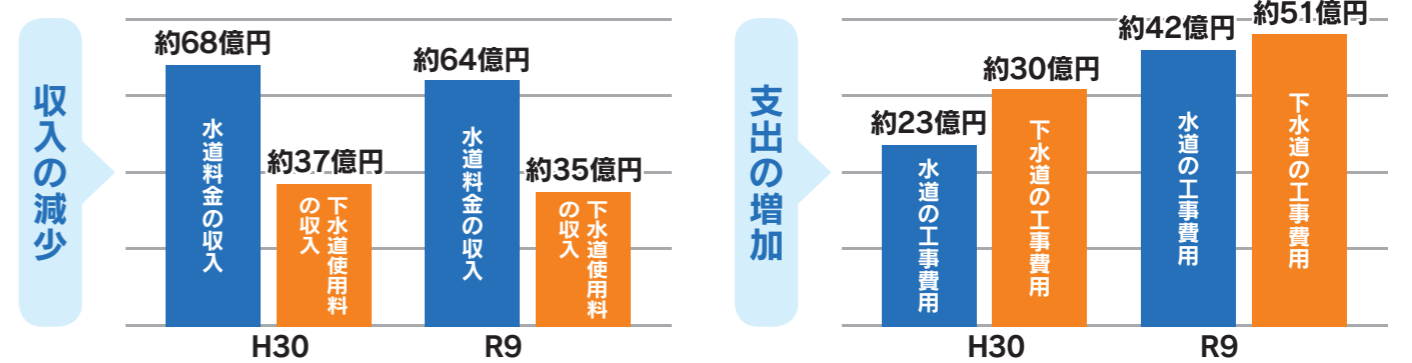
Q. 上下水道事業は税金でなりたっているの？

A. 上下水道事業には、独立採算制の原則が適用されています。そのため、税金ではなく、みなさまにお支払いいただいている水道料金・下水道使用料で事業を行っています。
※雨水処理に係る費用は税金でまかなっています。



Q. どうして値上げするのですか？

A. 水需要の減少に伴う料金・使用料収入の減少や、工事費用の増加など諸物価の高騰に対応するため、値上げすることになりました。

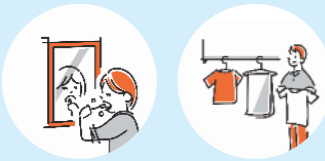


Q. 家計への影響はどのくらい？

A. 現行の料金・使用料と新しい料金・使用料の差額は下図をご参照ください。なお、各ご家庭での影響額については、上下水道局ホームページに掲載の早見表等により、ご確認ください。



メーター口径 13~25mm
2か月に20m³ご使用の場合



2か月あたりの金額(税込)

水道料金 2,112円 + 下水道使用料 1,148円 = 3,260円

+1,098円

水道料金 2,706円 + 下水道使用料 1,652円 = 4,358円

メーター口径 13~25mm
2か月に30m³ご使用の場合



2か月あたりの金額(税込)

水道料金 3,553円 + 下水道使用料 1,995円 = 5,548円

+1,208円

水道料金 4,191円 + 下水道使用料 2,565円 = 6,756円

メーター口径 13~25mm
2か月に40m³ご使用の場合



2か月あたりの金額(税込)

水道料金 4,994円 + 下水道使用料 2,842円 = 7,836円

+1,318円

水道料金 5,676円 + 下水道使用料 3,478円 = 9,154円

※イラストはイメージです。居住人数のみならず、生活のしかたや季節などによって使用水量は異なります。

Q. 値上げしないよう、努力するべきでは？

A. 収入の確保や費用の削減などに取り組むことにより、約20年間にわたり料金・使用料を維持してきました。これからも、こうした経営努力は続けてまいります。

例1

下水処理水を熱源としたヒートポンプ方式の空調を採用することにより、下水処理場の電気使用量を削減しています。

例2

吹田市と配水場を共同利用し、毎年約700万円の負担金収入を確保しています。

吹田市 蓮間配水場 機能停止

豊中市 楠ノ木配水場 共同化

大阪広域水道企業団 千里浄水池 機能を移転

Q. 増加した収入は何に使われるの？

A. 増加した収入は、老朽化した施設や設備の更新などを着実に進め、将来にわたって安全、安心な水道・下水道を皆さまに利用していただくために使用します。

例1

継手が抜けにくく伸縮します

例2

管更生前

管更生後

カメラ調査で木の根を発見!

計画を立てて下水道管の点検・調査や更新・更生を行うことで、施設の破損を予防し、地震への対策にもなっています。

老朽化した水道管の更新時に耐震管を導入しています。